

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年6月11日

経理責任者
独立行政法人地域医療機能推進機構
湯河原病院
院長 高取吉雄

1. 競争入札に付する事項

- (1) 購入等件名
医薬品施設購入分 63 品目調達
- (2) 納入時期
自 平成30年7月 1日
至 平成32年6月30日
- (3) 納入場所
独立行政法人地域医療機能推進機構湯河原病院
- (4) 入札方法
 - ① (1) で示す医薬品をそれぞれ入札に付する。
 - ② 入札金額については、納入に要する一切の費用を織り込んだ上でそれぞれの品目の単価を記載すること。
 - ③ 入札単価については、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約単価の108分100に相当する単価を記載すること。
 - ④ その他
独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約細則」という。）第35条の規定に基づき単価契約とする。

2. 競争参加資格

- (1) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約事務細則」という。）第4条第4項の規定に基づき経理責任者が定める資格を有するものであること。
- (2) 契約事務細則第5条及び6条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の販売」において、「A」、「B」又は「C」、「D」の等級に格付けされ、関東・甲信越及び東海北陸地域の参加資格を有する者。ただし、登録資格の停止を受けている機関は参加できない。
- (4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこ

と。

- ① 厚生年金保険
- ② 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
- ③ 船員保険
- ④ 国民年金
- ⑤ 労働者災害補償保険
- ⑥ 雇用保険

（注）各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあっては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあっては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る）こと。

- (5) 薬事法に基づいて医薬品の一般販売業の許可を受けていることを証明した者であること。
- (6) 購入される医薬品施設購入分を経理責任者が指定する日時、場所に十分に納品することができることを証明したものであること。
- (7) 旧運営委託法人と関連のある法人でないこと。

3. 契約条項を示す場所

〒259-0396

神奈川県足柄下郡湯河原町宮上438

独立行政法人地域医療機能推進機構

湯河原病院 経理課 契約係

電話0465-63-2211（代表）

4. 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
上記「3」に同じ。

- (2) 入札説明書の交付期間

平成30年6月11日（月）～平成30年6月25日（月）

土曜、日曜、祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで

- (3) 入札書及びデータの提出期限

平成30年6月26日（火）午後5時

データはパスワード付メールで事前提出し、入札書類とともに書面にて提出すること。

- (4) 開札の日時及び場所

平成30年6月27日（水） 午後3時

湯河原病院 4階 会議室

5. その他

- (1) 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨「日本語及び日本国通貨」

- (2) 入札保証金及び契約保証金「免除」
- (3) 入札者に要求される事項
 - ① この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に上記2(3)～2(6)の証明となるもの及び入札説明書において定めるものを添付して 入札書の提出期限内に提出しなければならない。
 - ② 入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から上記証明書等について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。
- (4) 契約書作成の要否「要」
- (5) 詳細は入札説明書による。

以上

機密保持に関する誓約書

平成 年 月 日

独立行政法人地域医療機能推進機構
湯河原病院 院長 高取 吉雄 殿

住 所 (所在地)

氏 名 (法人名) ⑩
(代表者名)

電話番号 : () -

E-mail : _____

_____ (以下「当社」という。)は、「医薬品施設購入分
63 品目調達」(以下「本件目的」という。)を行なうにあたり、貴院から当社に対して開示さ
れる機密情報 (以下「機密情報」という。)の取扱いに関し、以下各条のとおり誓約します。

(機密情報の定義)

第 1 条 本件機密情報とは、本件目的の実施にあたって書面・口頭その他開示の方法を問わず
開示される一切の情報をいいます。ただし、以下のいずれかに該当する情報について
は、この限りではありません。

- (1) 開示を受ける以前より、自ら保持し、又は第三者から入手していた情報。
- (2) 開示を受ける時点で既に公知であった情報、又はその後公知となった情報。
- (3) 守秘義務を負わない第三者から正当に入手した情報。
- (4) 当社が機密情報を利用せずに独自に開発した情報。
- (5) 貴院から書面により開示の承認を得た情報。

(機密情報の取扱い期間)

第 2 条 本誓約書の有効期間は、貴院が存続する期間継続するものとします。

(表明及び保証)

第 3 条 貴院が機密情報の内容の正確性、完全性及び最新性につき何らの表明及び保証 (明示
か黙示を問わない。)を行なわないことを当社は了承します。

- 2 当社は、機密情報が不正確であった場合等においても、これについて貴院に対し損害
賠償の請求その他一切の異議を申し立てないものとします。

(機密情報の取扱い)

第 4 条 当社は、機密情報について厳に機密を保持し、本件目的のみのために使用するもの
とし、本誓約書において認められた場合を除き、第三者にこれを開示し、漏洩し、公表
しません。

- 2 当社は、当社及びその関連会社の社内においても、本件目的達成のために関係する、必要最小限の役員及び一部特定の従業員以外の役員及び一般従業員に対しては、一切情報を開示せず、また情報の開示を受ける一部特定の従業員に対しても、在職中及び退職後においても機密を完全に厳守せしめ、かつ本件目的以外に使用させないよう万全の措置を講じます。

(機密情報取扱いの例外)

第5条 当社は、機密情報の開示の相手方として事前に貴院の書面による同意を得た者及び次に掲げる者に対して、合理的に必要とされる範囲の情報を開示することができるものとします。

- (1) 顧問弁護士、会計監査人
- (2) 機密の厳守及び本件目的以外の利用禁止を条件として、本件目的の実施に關し助言を求める会計士、その他外部の専門家
- (3) 裁判所又は行政庁から法令に基づき機密情報の開示にかかる命令を受けた場合における当該官公署
- (4) 法令に基づき当社を監督する官公署又は団体からその監督の目的のために機密情報の開示にかかる要請を受けた場合における当該官公署又は団体

(善管注意義務)

第6条 当社は、善良なる管理者の注意をもって、貴院又は貴院の指定する者より交付を受けた機密情報に関する調査報告書、書類、図面、見本その他一切の資料を保管使用しません。

(利害関係人との接触の禁止)

第7条 当社は、貴院の事前の承認がない限り、本物件の使用者、占有者、賃貸借人、その他本物件と利害関係のある第三者と接触しないものとします。

(機密情報の返還)

第8条 当社は、本件目的の実施が終了したとき又は貴院より請求を受けたときには、直ちに開示された本物件に関する一切の機密情報を、貴院の指示に従い貴院に返還又は当社の責任において破棄します。

(損害賠償)

第9条 貴院は、当社が本誓約書に違反したことにより貴院が損害を受けた場合は、当社に損害賠償を請求できるものとします。

(準拠法及び管轄裁判所)

第10条 本契約は日本法を準拠法とし、本契約に係る問題は日本法に従って取扱うものとします。

- 2 当社は本誓約書に関し、争いが生じた場合は、横浜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに同意します。

以上